

三重県農産物検査に関する事務処理要領

制定	平成 28 年 3 月 29 日
一部改正	平成 29 年 3 月 16 日
一部改正	平成 30 年 2 月 7 日
一部改正	平成 30 年 2 月 23 日
一部改正	平成 30 年 5 月 22 日
一部改正	令和元年 11 月 12 日
一部改正	令和 3 年 2 月 15 日
一部改正	令和 3 年 4 月 1 日
一部改正	<u>令和 3 年 11 月 19 日</u>

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号。以下「法」という。）第 17 条の規定による登録検査機関の登録、法第 18 条の規定による登録の更新、法第 19 条の規定による変更登録及び法第 20 条第 3 項の規定による農産物検査結果の報告の実施に関し必要な手続きについては、法、農産物検査法施行令（平成 7 年政令第 357 号）、農産物検査法関係手数料令（昭和 59 年政令第 143 号）、農産物検査法施行規則（昭和 26 年農林省令第 32 号。以下「規則」という。）、関係告示及び三重県農産物検査法施行細則（平成 28 年三重県規則第 38 号。以下「県細則」という。）の定めによるほか、この要領の定めるところによるものとする。

地域登録検査機関の登録等

第 1 登録等の申請書の提出等

- 1 登録検査機関であってその農産物検査を行う区域が一の都道府県の区域であるもの（以下「地域登録検査機関」という。）の登録、登録の更新（以下「登録等」という。）及び変更登録を受けようとする法人（以下「申請者」という。）は、地域登録検査機関の登録（登録更新、変更登録）申請書（以下「登録等申請書」という。）を三重県知事（以下「知事」という。）に提出する。
- 2 1 により登録等申請書の提出を受けた知事は、直ちに当該申請書を審査する。
- 3 農産物検査を行う区域の増加に係る変更登録をしようとする地域登録検査機関は、変更登録に係る登録申請書を知事を経由して農林水産省東海農政局長（以下「農政局長」という。）に提出する。

第 2 登録等の実施

- 1 知事は、確認の結果、登録等の申請が登録要件に適合していると認めるときは、登録台帳に記帳して登録するとともに、当該農産物検査員に対し農産物検査員証を交付する。
- 2 知事は、登録等をしたときは地域登録検査機関の登録通知書を、登録等を拒否したときは地域登録検査機関の登録拒否通知書を、遅滞なく、申請者に送付する。
- 3 登録等及び登録事項の変更、業務の休廃止、登録の失効に係る公示は、三重県公報（以下、「公報」という。）に登載して行うとともに、農政局長と公示内容を共有す

る。

第3 登録事項の変更の届出等

1 次に掲げる登録事項の変更の届出は、登録事項変更届出書により、知事に届け出る。

(1) 登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

(2) 農産物検査員の氏名及び検査を行う農産物の種類

2 業務の休止及び廃止の届出は、地域登録検査機関業務休止（廃止）届出書により、知事に届け出る。

3 知事は、1又は2の届出を受理したときは、登録台帳の記載事項の変更を行う。

第4 地域登録検査機関の登録等の申請に関する標準処理期間

地域登録検査機関の登録、登録更新及び変更登録の申請が知事に到達してから、知事が当該申請に対する処分をするまでの標準処理期間は次のとおりとする。

なお、知事は、処理期間の短縮及び申請者への適切な情報提供に努めるものとする。

処分名	標準処理期間
地域登録検査機関の登録	30日
地域登録検査機関の登録更新及び変更登録	20日

(注) 書類の不備による補正に要した期間及び三重県の休日を定める条例（平成元年三重県条例第2号）第1条に定める県の機関の休日は、標準処理期間に算入しない。

第5 業務規程の届出等

1 業務規程の届出

地域登録検査機関は、農産物検査の業務の開始までに業務規程を作成し、知事に届け出る。

なお、変更登録及び登録事項の変更等に伴い業務規程を変更するときも同様とする。

2 業務規程の審査

業務規程の届出を受けた知事は、審査を行い、当該業務規程が農産物検査の適正かつ確実な実施上不適当であると認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命じる。

なお、審査に当たり、必要に応じて現地での確認を行うことができるものとする。

農林水産大臣に対する申出・検査結果・指導内容の報告

第1 農林水産大臣に対する申出の取扱い

1 申出書の提出

農林水産大臣に対する申出（以下「申出」という。）を行おうとする者は、申出書（正副3通）を知事に提出して、申出を行う。

2 調査体制の整備

知事は、申出に迅速かつ的確に対応する観点から、あらかじめ申出受付窓口を開設する。

なお、申出に係る調査を行うために必要な農産物の積替え、運搬及び開装に要する費用は、申出を行った者の負担とする。

第2 農産物検査の検査結果報告等

地域登録検査機関が実施した農産物検査の検査結果の取りまとめ及び報告については、次に定めるところによる。

1 検査結果の取りまとめ事項

知事は、地域登録検査機関が農産物検査法に係る農林水産大臣への報告様式及び農林水産大臣の定める期日（平成13年農林水産省告示）の規定に基づき報告する検査結果に係る事項について検査結果を取りまとめる。

2 検査結果の報告方法及び期日

知事は、農産物検査に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第213号農林水産省総合食料局長通知。以下「基本要領」という。）に定める期日までに検査結果について取りまとめを行い、電子メールにより農政局長に報告を行う。

ただし、報告期日が行政機関の休日に当たるときは、行政機関の休日の翌日をもってその期日とする。

なお、やむを得ない事情により期日までに報告できない場合は、その旨をあらかじめ農政局長に報告を行う。

第3 行政処分及び文書指導の報告

知事は、地域登録検査機関が農産物検査関係法令に違反したことにより行政処分及び文書指導を実施した事案について、農政局長に報告を行う。

国との連携

知事は、及び の事務に当たって、国と密接な連携の下に行うものとする。

その他

及び に係る手続の細部の事項は、別紙1から別紙4までに定めるところによる。

別紙1 地域登録検査機関の登録等申請手続マニュアル

別紙2 地域登録検査機関の登録等審査手続マニュアル

別紙3 農林水産大臣に対する申出取扱いマニュアル

別紙4 農産物検査の検査結果報告等マニュアル

附則

この要領は平成28年4月1日から施行する。

附則

この要領は平成29年4月1日から施行する。

附則

この要領は平成30年2月7日から施行する。

附則

この要領は平成30年4月1日から施行する。

附則

この要領は平成 30 年 5 月 2 2 日から施行する。

附則

この要領は令和元年 1 1 月 1 2 日から施行する。

附則

この要領は令和 3 年 2 月 1 5 日から施行する。

附則

この要領は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は令和 3 年 9 月 1 日から適用する。